

(陳受28第46号)

東町1丁目交通課題のある「宮本小路」に面する有限会社ベンダーズによる「隣接住民合意なき」認可保育所設置の「都への計画承認申請」見直しに関する陳情

受理年月日

平成28年8月30日

陳情者

陳情の要旨

少子高齢時代、待機児童をめぐる問題は、自治体・事業者はもとより、できる限り地域でも応援をし、子どもたちの健やかな成長をともに見守りたいと考えています。しかしながら、武蔵野市並びに東京都が事業計画の承認を行った、事業予定者である有限会社ベンダーズによる「吉祥寺東町1丁目認可保育所ましゅまる保育園」については、「行政手続の合理性」「事業者の適格性」「立地の適格性」を著しく欠いており、看過するわけにはまいりません。行政による「認可」施設である以上、保育の実施者としての行政の責任は大きく、「保育の質を担保する適格な事業者の選定」と「近隣合意を重視し、安全に運営することができる適格な立地の選定」は欠かすことのできない絶対条件であるはずですが。8月4日の武蔵野市子ども家庭部の住民説明会では、子ども家庭部長より、「住民合意がなくとも事業は進める」といった趣旨の発言がありました。説明会に参加した近隣住民の間には、違和感と行政への不信感が強まりました。ぜひ近隣住民の真意を受けとめ、本事業計画承認に関し見直し及び取り下げを議会より市に求めていただきますよう、慎重な審議をお願い申し上げます。

記

- 1 本事業に係る認可保育所の計画承認申請は、6月21日に東京都に受理され、6月22日文教委員会行政報告において、「近隣住民説明、建設合意済み」との報告がなされたと同いしましたが、実際は、「住民合意はもとより住民への説明も行われないうまま」、進められていることがわかりました。8月1日付「市長への要望書」に対する8月16日付「回答書」においても、重要な交通課題を抱える宮本小路に面した保育所立地の危険性に対し、市の認識は極めて低く、具体的な回答を得ることができませんでした。さらに、住民から開催要望して8月4日に開催された市の説明会でも、担当部は、住民の質問に真摯に回答をしておりません。加えて、住民からの「市長面会申し入れ」も、8月16日には拒否し、8月17日に東京都からの指導を受け、初めて8月23日に急遽面会をするという市長及び市の姿勢は、市及び事業者ともに、近隣住民への説明責任を果たしているとは言えません。

いずれにせよ、「住民合意」を前提に行った一連の手続は「事実上虚偽」であります。東京都の「保育所設置認可等事務取扱要綱」の規定による「虚偽の

申請」として、武蔵野市は「計画承認の取り下げ」を行うよう要望いたします。

2 事業者選定についても、当該事業者を適正とした合理的要件は、「財務良好」のみであることが、8月4日開催の市の説明会で明らかになりました。7月13日開催の当該事業者開催説明会及び本会が開示請求した資料からは、当該事業者は、武蔵野市が求める「保育の質」を担保できる能力と見識及び経験、さらに財務面においても事業継続性と企業の倫理性を認めることができませんでした。速やかに、「計画承認の取り下げ」を行った上で新たに、公平・公正・公開による事業者選定を行うことを要望します。

3 近隣住民はもとより、周辺地域の住民は、本事業の決定に至る経過の不透明さ、交通問題の課題認識の欠落、行政手続の瑕疵などに、深く疑念を抱かざるを得ない状況にあります。議会におかれましては、本事業の起案から事前協議の経過を示す行政資料、及び東京都への計画承認申請書類などを行政から開示させた上で、納税者が納得できる規範性・規律性のある事業者への見直しと、施設利用者はもとより通行する市民・区民の安全を担保する適正な事業立地の見直しに向けての審議を重ねて要望します。